

～人と動物のより良い関係をめざして～

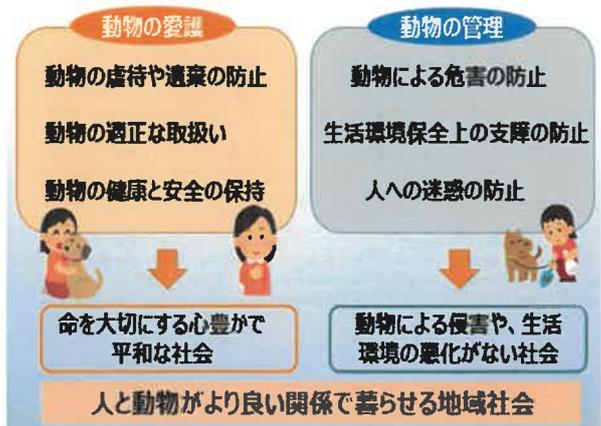
「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」 が4月から施行されます

条例の目的

動物は、飼い主にとって家族の一員として生活に潤いを与えてくれると同時に、命の大切さを教えてくれるかけがえのない存在です。

一方で、人による動物への虐待や遺棄、不適正な飼い方による人への迷惑行為なども問題視されているところです。

そこで、県では、人と動物がより良い関係で暮らしていける地域社会をつくることを目的に、「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」を今年4月1日から施行します。



県が推進する施策

- 1 動物の愛護や正しい取扱いについて、県民への普及啓発を行います
- 2 収容した犬猫の殺処分をなくすことを目指すため、返還や譲渡を推進します
- 3 市町やボランティアなど多様な主体と連携し、施策を推進します

飼い主さんが守ること

1 最後まで飼う 習性を正しく理解し、動物が命をまっとうするまで責任をもって飼いましょう。	2 迷惑をかけない 動物の鳴き声や悪臭、毛などにより、周囲に迷惑をかけてはいけません。	3 増やしすぎない むやみに数を増やしたり、繁殖させたりしないように不妊去勢措置をしましょう
4 所有者明示する 首輪や名札を装着し、飼い主を明らかにしましょう。マイクロチップの装着も有効です。	5 逃がさない 動物を逃がさない対策をして、逃がしてしまったら、すぐに探しましょう。	6 災害に備える 飼育用品の備蓄、持ち出し準備や、災害時の動物の安全確保に努めましょう。
犬 つないで飼う 人や他の動物に危害を加えないよう、つないで飼わなければいけません。 違反した場合、10万円以下の罰金が科されることがあります	猫 家の中で飼う 外は猫にとって危険がいっぱいです。近隣に迷惑をかけないためにも家の中で飼いましょう。	

知ってますか？多頭飼育問題

動物を増やしすぎてきちんと世話ができなくなることによって起こる問題を多頭飼育問題といいます。

多頭飼育問題は、動物を不健康にするだけでなく、飼い主の健康や生活環境を損ない、悪臭や衛生問題など、近隣への迷惑をもたらします。

背景には、生活困窮者や社会的な孤立があり、社会福祉の支援を必要とする飼い主も多いことから、行政や地域のフォローが重要となります。

● 犬や猫を合わせて6頭以上飼う場合、届出が必要になります！

- 届出の対象となる飼育頭数（※犬、猫ともに生後91日齢未満のものは除きます。）
犬猫の合計が6頭以上
例) 犬3頭と猫3頭を飼っている場合 → 合計6頭以上となるため届出をお願いします。
- 届出の期限
届出の対象となった日から30日以内
※4月1日時点で届出の対象となっている方は、6月30日まで
- 届出先
能登北部保健福祉センターに届出書を提出してください。
(輪島市鳳至町富田102番4)

詳しくはこちら



犬や猫の健康や安全を守るとともに、周辺的生活環境を保全するための制度ですので、ご協力をお願いします。注)届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、5万円以下の過料が科されることがあります

お問い合わせ先：石川県健康福祉部薬事衛生課 076-225-1443